



# 長野県報

11月7日(月)  
平成17年  
(2005年)  
第1709号

## 目次

<b>規 則</b>	
長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則(生活文化課).....	1
<b>告 示</b>	
公共測量の実施(監理課).....	3
広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更の許可(市町村課).....	3
<b>公 告</b>	
一般競争入札(危機管理・消防防災課).....	4
一般競争入札(管財課).....	4
争議行為の公表(2件)(労政課).....	5
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室).....	5
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課).....	6
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸特産課).....	6
家畜伝染病発生の報告(畜産課).....	7
一般競争入札(県立病院課).....	7
一般競争入札(2件)(道路維持課).....	8
一般競争入札(河川課).....	9
一般競争入札(水環境課生活排水対策室).....	10



長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに  
公布します。

平成17年11月7日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県規則第65号

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則

長野県文化会館管理規則(昭和57年長野県規則第40号)の一部を  
次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「許  
可を」を「利用の許可を」に、「長野県文化会館使用許可申請書  
(様式第1号)を次の各号」を「申請書を次」に、「知事」を「条  
例第5条の規定により文化会館の管理を行う指定管理者(以下「指  
定管理者」という。)」に改め、同項第1号中「使用する」を「利用  
する」に、「使用」を「利用」に、「使用日」を「利用日」に改  
め、同項第2号中「使用する」を「利用する」に、「使用日」を  
「利用日」に改め、同項第3号中「使用日」を「利用日」に改め、  
同条第2項中「知事が」を「指定管理者は、特に」に、「前項」  
を「知事の承認を得て、同項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用目的
- (2) 利用する施設の名称
- (3) 利用日時
- (4) 入場料を徴収する場合にあつては、その旨及び当該徴収する  
入場料の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行う  
ために必要と認める事項

第4条を第2条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、条例第4条の規定による利用の許可をした  
ときは、その利用許可書(プラネタリウムの観覧にあつては、そ  
の観覧券)を交付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者(以下「利  
用者」という。)が、利用の変更をしようとするときは、その理  
由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定  
管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更を承認したときは、その変更  
承認書を交付しなければならない。

3 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記  
載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出  
しなければならない。

第5条及び第6条を次のように改める。

(遵守事項)

第5条 利用者その他の文化会館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 文化会館内において他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 文化会館の施設又は備品をき損しないこと。
- (3) 施設又は備品に特別の施設をし、又はその現状を変更しないこと。
- (4) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを使用しないこと。
- (5) 備品を文化会館の外に持ち出さないこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 文化会館内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (8) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項

(施設又は備品のき損又は滅失の届出)

第6条 利用者は、施設又は備品をき損し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

第11条から第13条までを削る。

第10条の見出しを「(附属設備等の利用料金)」に改め、同条中「定める使用料の」を「別に定める」に改め、同条を第13条とする。

第9条の見出しを「(利用時間を超過して利用する場合の利用料金)」に改め、同条第1項中「知事が」の次に「別に」を加え、同条を第12条とする。

第8条の見出しを「(展示室の一部を利用する場合の利用料金)」に改め、同条中「定める使用料の」を「別に定める」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出しを「(利用料金の納付)」に改め、同条第1項中「第5条に」を「第11条第3号に」に、「使用料は、第5条の許可書」を「利用料金(以下「利用料金」という。))は、第3条の利用許可書」に、「同表の2」を「2」に、「使用料に」を「場合の利用料金に」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「知事は」を「指定管理者は、」に、「が使用」を「が利用」に、「当該使用」を「当該利用」に改め、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

(利用後の処理)

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第8条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第8条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第6条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書

若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第9条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第12条第3号に規定する規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

第14条及び第15条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第14条 条例第15条第1号に規定する規則で定める団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県内の芸術文化団体
- (2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校
- (3) 県内の社会福祉団体

2 条例第15条第2号に規定する規則で定める特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校及び中学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部及び中学部を含む。)が、学習のためその児童及び生徒にプラネタリウムを観覧させる場合であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であること。

3 条例第15条に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号に規定する場合 100分の100
- (2) 条例第15条第1号に規定する場合(プラネタリウム以外の施設を入場料を徴収しないで、かつ、営業を目的としないで利用する場合に限る。)
  - ア 第1項第2号に規定する団体(幼児、児童又は生徒が参加して利用する場合のものに限る。)及び同項第3号に規定する団体が利用する場合 100分の50
  - イ 第1項第1号に規定する団体が利用する場合 100分の40

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第15条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

5 指定管理者は、前項の減免を承認したときは、その減免承認書を交付しなければならない。

(利用料金の還付)

第15条 条例第16条第2号に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める日とする。

- (1) ホール、楽屋及び展示室並びにホール又は展示室と併せて利用する場合のリハーサル室、国際会議室及び会議室 利用日の40日前の日
- (2) 国際会議室並びに国際会議室と併せて利用場合のリハーサル室及び会議室 利用日の10日前の日
- (3) リハーサル室及び会議室 利用日の7日前の日

2 条例第16条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、指定

管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第16条ただし書に規定する規則で定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第16条第1号に規定する場合

- ア 全く利用できなくなったとき 100分の100
- イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき 100分の50

(2) 条例第16条第2号に規定する場合

- ア 第1項第1号に掲げる施設 100分の50(利用日の6月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)
- イ 第1項第2号に掲げる施設 100分の50(利用日の6月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)
- ウ 第1項第3号に掲げる施設 100分の50(利用日の1月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)

(3) 条例第16条第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第16条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とする。  
別表第1中「(第8条関係)」を「(第11条関係)」に、

「使用料」を「金額」に、「使用する」を「利用する」に

改める。

別表第2中「(第9条関係)」を「(第12条関係)」に、「使用する」を「利用する」に、「使用時間区分」を「利用時間区分」に改める。

別表第3中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同表の(1)中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、

「使用料」を「金額」に改め、同(1)の備考中「使用料の

額は、使用」を「金額は、利用」に改め、同表の(2)及び(3)中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、

「使用料」を「金額」に改める。

様式を削り、別表の次に次の様式を加える。

(別記様式)(第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名 ㊟

長野県文化会館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県文化会館条例第6条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

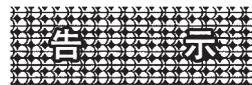
1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 文化会館を利用する者のうち、長野県文化会館条例の一部を改正する条例(平成17年長野県条例第60号)による改正前の長野県文化会館条例(昭和57年長野県条例第33号)第4条の規定による許可を受けているものは、この規則による改正後の長野県文化会館管理規則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、同項本文の申請書の提出を要しない。

3 新規則第2条第1項に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県文化会館管理規則第5条の規定による長野県文化会館使用許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第3条の規定にかかわらず、同条の利用許可書を交付することを要しない。

生活文化課



**長野県告示第484号**

南箕輪村長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年11月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類  
公共測量(航空写真撮影及びデジタルオルソ作成)
- 2 作業期間  
平成17年10月14日から平成18年2月28日まで
- 3 作業地域  
南箕輪村

監 理 課

**長野県木曾地方事務所告示第4号**

木曾広域連合長から申請のあった木曾広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の2第1項の規定により、平成17年10月17日付けで許可しました。

平成17年11月7日

長野県木曾地方事務所長 栗 林 俊 春

市 町 村 課